

意見聴取者一覧

| 氏名 | 役職等 |
|---------|--------------------------------------|
| 大沢 秀介 | 慶応義塾大学名誉教授 |
| 川岸 令和 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| 木村 俊介 | 明治大学公共政策大学院専任教授 |
| 鈴木 秀洋 | 日本大学危機管理学部准教授 |
| 田島 正広 | 弁護士 |
| 鶴田 幸恵 | 千葉大学文学部准教授 |
| 戸松 秀典 | 学習院大学名誉教授 |
| 中川 重徳 | 弁護士 |
| 日高 庸晴 | 宝塚大学看護学部教授 |
| 星野 慎二 | NPO法人SHIP代表 |
| 舛本 直文 | 首都大学東京オープンユニバーシティ特任教授 |
| マセソン 美季 | 日本財団パラリンピックサポートセンター推進戦略部プロジェクトマネージャー |
| 薬師 実芳 | NPO法人ReBit代表理事 |
| 山脇 啓造 | 明治大学国際日本学部教授 |

(五十音順)

主な意見①

オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

<総論>

- 様々な人権課題に対応してきているものの、特にLGBTとヘイトスピーチについて条例を作るといふ都の姿勢には賛同する。
- オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例の中に、特にLGBTとヘイトスピーチが出てくることについて、整理・検討が必要である。

<オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現>

- オリンピックを政治に利用することがないように留意する必要がある。
- オリンピックを機に認識を新たに条例を制定するというならいいが、オリンピック憲章全体を守ろうという条例では違和感がある。
- オリンピック憲章と人権とをつなげるキーワードには、「積極的平和」がある。
- 東京が注目される今、条例化はアピール材料であるため、積極的に発信してほしい。
- グローバルスタンダードとして、また国際都市として人権尊重の理念が実現することが大切で、人権が擁護されている社会であることが重要であり、オリンピック・パラリンピックはこれを確認する機会でもある。

主な意見②

多様な性の理解の推進

- 性自認や性的指向について定義することもできなくはないが、様々な概念がある中で、当事者が疎外されているような感覚に陥ることがないように、定義をするには注意が必要。
- オリンピック・パラリンピック開催都市として、性的指向等を理由とする差別があっては問題。
- 性自認や性的指向は、「どう生きるか」という、不可侵のところにあるものである。
- この条例で、光の当たっていないところに、あえて光を当てるのが大切。
- 都が、理解促進、差別解消を明言することに大きな意味がある。
- 差別が許されないことを明記すべき。これと理解促進は車の両輪である。
- 条例制定の後に、普及・啓発、ガイドラインの策定などから具体の施策につなげていくことが大切。
- 同性婚について、従来の通説的考え方は、「両性」は「男女」であり、同性の婚姻は憲法策定時には想定外だったが、幸福追求権など憲法の他の規定と合わせて解釈することで同性婚も許容されるとする学説も最近になって出てきてはいる。ただ、法制上の整合は当然必要。

主な意見③

不当な差別的言動の解消

<総論>

- 表現の自由等に配慮するとともに、表現活動の委縮効果をもたらさないよう留意する必要がある。
- 分かり易い基準を定めて、運用していかなければならない。
- 表現の自由への配慮は必要で判断を誤ってはいけないが、当事者がいることを踏まえるべき。

<公の施設の利用制限>

- 裁量の逸脱にならないよう、特に不許可とする基準は明確に示しておくことが大切。
- 言動のみで施設の利用制限を行うことは、適切ではない。
- 言動・行動等が行われる場所によっても、判断が異なると考えられる。

<不当な差別的言動の拡散防止措置及び事案等の公表>

- 罰則を持たない、都民の権利を制限し又は義務を課すのではないのであれば、処分性は無い。
- 不当な差別的言動が許されないことを啓発していくには、拡散防止措置が大切。
- 公表が制裁と捉えられないよう、手続と規定を適正に定めておくべき。

<第三者機関(審査会)>

- 審査会での適正な判断には時間がかかるため、事案の積み上げ等を行うことが重要である。
このことが、区市町村との連携・協力にもつながっていくのではないか。
- 第三者機関の権限の範囲を工夫することで、事案の処理がスピーディになるのではないか。